



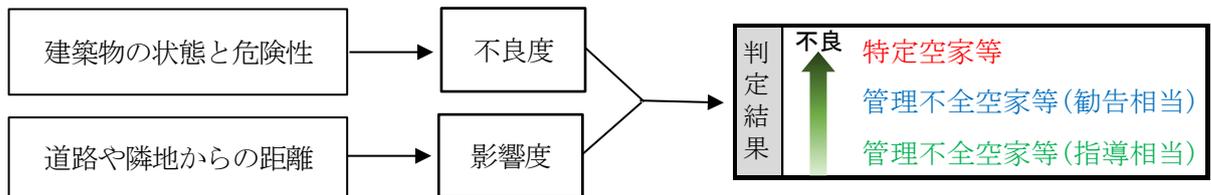
担当課	空家対策課
担当者	高木 中村
電話	073-435-1091
内線	(2810)

空家等対策の推進に向けて ～管理不全空家等に対する指導等を実施します～

令和5年12月の空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により、管理不全空家等の措置について規定されました。本改正に基づき、管理不全空家等に係る判定基準を策定しましたので、令和7年4月1日より管理不全空家等として認定し、指導等を実施してまいります。

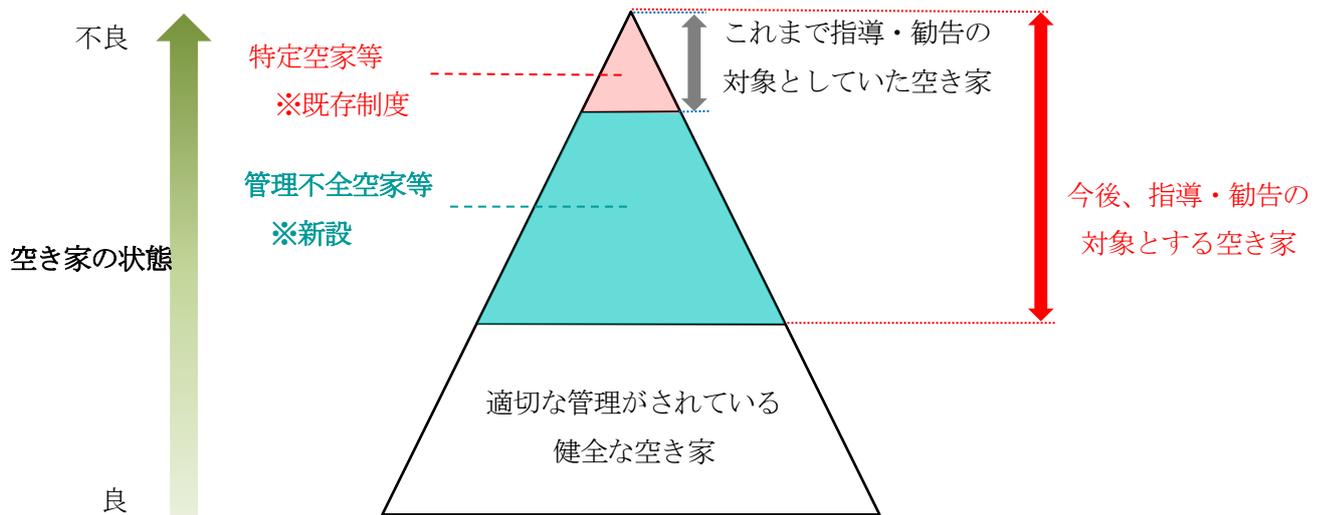
【特定空家等、管理不全空家等の判定】

例: 「倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」の判定



※ 「衛生上有害となるおそれのある状態」「著しく景観を損なっている状態」「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」についても、それぞれ判定を行います。

【管理不全空家等イメージ】



令和7年4月1日より、迷惑空き家通報システムの運用を開始します！

近隣等で放置されていたり、老朽化等で周囲に迷惑となっている空き家について、下記の URL 又は右の QR コードから空家対策課へ通報ができるようになります。

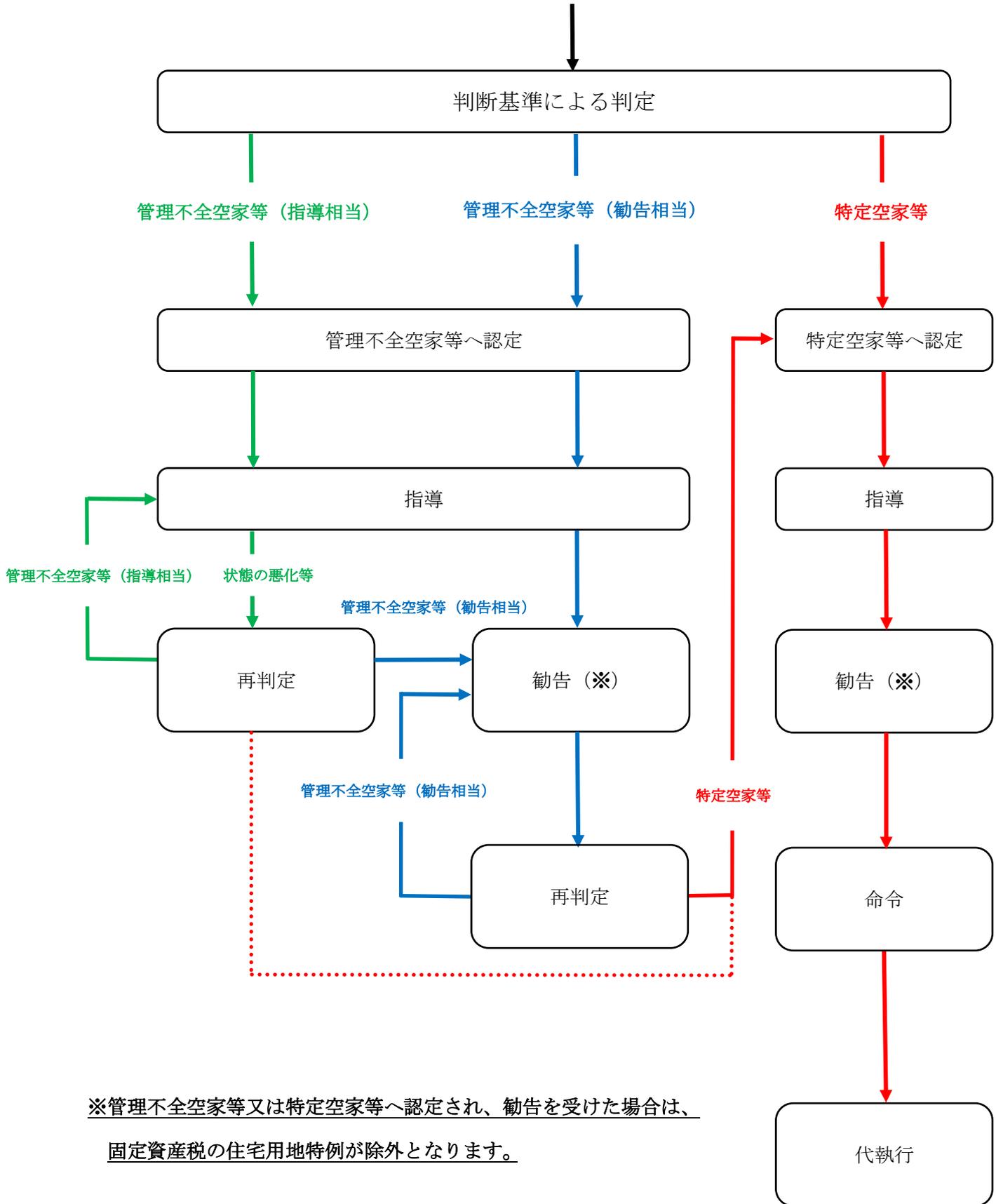
URL <https://logoform.jp/form/fKMM/631002>

(窓口やお電話での通報も、従来通り受け付けています。)

QRコード(インターネット)



適正管理



※管理不全空家等又は特定空家等へ認定され、勧告を受けた場合は、
固定資産税の住宅用地特例が除外となります。